

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和6年5月28日に住民から通報を受けて、神通川水系大萱谷川（高山市丹生川町桐山地区）の現地を確認したところ護岸の被災を確認した。</p> <p>その後、河川水位が下がり復旧を検討するにあたり詳細な調査を行ったところ、被災規模が想定より大きく今後の出水により被災範囲が拡大した場合は背後地の水田に影響を及ぼす恐れがあることが判明した。</p> <p>このため、大型土のうを設置する応急仮工事を実施し、被災箇所の被害拡大防止を早急に図りたい。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>令和3年3月22日付け「災害応援協力に関する地区協定」に基づき（一社）高山建設業協会に対して、被害拡大防止のための応急復旧を要請したところ、対応可能な協会の推薦を受けた。</p> <p>推薦された（有）丸勇建設は必要な機動力を備え、即座に対応できる体制が整っていると考えられ、応急対策実施者として妥当であるため、契約の相手方とすることとする。</p>